



各 位

平成 25 年 5 月 24 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 益 子 修
コート番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6)

資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分、株式併合、単元株式数の変更 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 25 年 6 月 25 日に開催を予定している第 44 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、資本金及び資本準備金の額の減少、剰余金の処分、株式併合並びに定款一部変更を付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、株式併合及び定款一部変更については、普通株式並びに第 1 回 A 種及び第 1 回乃至第 4 回 G 種優先株式に係る各種株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

I. 資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、「成長と飛躍」を基本方針とする中期経営計画「ジャンプ 2013」（平成 23 年度～平成 25 年度）におきまして、この中期経営計画期間中の復配を目指し、「新興市場・環境対応」と「収益レベルの底上げ」に鋭意取り組んで参りました。その結果、前年度（平成 24 年度）までの 2 年間は、純利益で当初の計画を達成し、最終年度となる今年度（平成 25 年度）につきましても、当初の中期経営計画の目標を上回る利益の計上を目指し、新型車の投入やコスト低減などによる一層の収益力強化に傾注しているところであります。

かかる状況下、欠損の填補を行い、早期復配に向けた環境整備を行うことを主な目的として、会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金及び資本準備金の額

当社の資本金の額 657,355,059,926 円のうち 491,653,816,823 円を減少し、資本金の額を 165,701,243,103 円といたします。減少する資本金は全額をその他資本剰余金に振り替えます。

当社の資本準備金の額 433,202,059,579 円的全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本金及び資本準備金の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、当社貸借対照表における資本の勘定の振替のみを行います。

II. 剰余金の処分

1. 剰余金の処分の目的

会社法第 452 条の規定に基づき、上記「I. 資本金及び資本準備金の額の減少」記載の資本金及び資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の額 924, 855, 876, 402 円のうち、924, 638, 198, 251 円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補を行うものであります。

なお、剰余金の処分は、上記「I. 資本金及び資本準備金の額の減少」に記載した資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 剰余金の処分の内容

上記「I. 資本金及び資本準備金の額の減少」記載の資本金及び資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の額 924, 855, 876, 402 円のうち、924, 638, 198, 251 円を繰越利益剰余金に振り替えます。これにより、その他資本剰余金は 217, 678, 151 円、繰越利益剰余金は 0 円となります。

III. 株式併合及び単元株式数の変更

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

当社は、株式会社東京証券取引所（市場第一部）に上場している他の企業の状況と比較して、当社の時価総額に比べて普通株式の発行済株式総数が多すぎることから、当社は、当社普通株式 10 株を 1 株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）により時価総額に対する当社普通株式の発行済株式総数の適正化を行いたいと考えます。また、全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を 100 株に統一することを目標にしております。本株式併合に伴い、当社は、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更し、適正な投資単位（1 売買単位あたりの価格）を維持することを予定しております。かかる売買単位の変更及び本株式併合は、全国証券取引所による上記目標に沿ったものであります。

以上を踏まえ、当社は下記「(2) 併合の内容」記載のとおり、本株式併合を行うことといたしました。

なお、本株式併合は、本定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において下記「IV. 定款の一部変更 2. 定款変更の内容」に記載した定款一部変更に係る議案が承認可決されることを条件として、その効力が生じるものとします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

普通株式について、10 株を 1 株の割合で併合します。

③併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	6, 080, 900, 530 株
今回の株式併合により減少する普通株式の株式数 (注 1)	5, 472, 810, 477 株
株式併合後の普通株式の発行済株式総数 (注 1)	608, 090, 053 株
株式併合後の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数 (注 2)	1, 250, 000, 000 株

- (注1) 上記「今回の株式併合により減少する普通株式の株式数」及び「株式併合後の普通株式の発行済株式総数」は、上記「株式併合前の普通株式の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。
- (注2) 本株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を減少させる予定です。普通株式に係る発行可能種類株式総数の減少の詳細については、下記「IV. 定款の一部変更 2. 定款変更の内容」をご参照ください。

④併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を保有されている株主様292名（その所有株式の合計は720株）が株主たる地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条の定めによる当社株式取扱規則の定めるところにより、当社に対してその単元未満株式の買取りを請求することができ、本株式併合の効力発生日後は下記⑤に従い処分代金の分配を受けられます。（株主数及び所有株式数は平成25年3月31日現在の数値です。）

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	292名（0.08%）	720株（0.00%）
10株以上	356,051名（99.91%）	6,080,899,810株（99.99%）
合計	356,343名（100.00%）	6,080,900,530株（100.00%）

⑤1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に従い、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. 株式の併合 (1) 併合の目的」に記載したとおり、当社は、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更するため、本株式併合の効力発生と同時に、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社は、本株式併合の効力発生と同時に、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

IV. 定款の一部変更

1. 定款変更の目的

上記「III. 株式併合及び単元株式数の変更 1. 株式の併合」に記載した本株式併合による普通株式の発行済株式総数の減少を勘案し、当社定款第5条に規定される発行可能株式総数を99億6,159万7,000株から12億5,000万株に、普通株式の発行可能種類株式総数を99億5,828万5,000株から12億5,000万株にそれぞれ変更し、A種優先株式56,400株が普通株式に転換されたことに伴い、A種優先株式の発行可能種類株式総数を438,000株から381,600株に変更するとともに、当社定款第6条に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

上記「III. 株式併合及び単元株式数の変更 1. 株式の併合」に記載した本株式併合の効力発生を条件として、平成25年8月1日（木曜日）付をもって当社定款の一部を変更します。

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>9,961,597,000</u> 株とする。 <u>9,958,285,000</u> 株 は普通株式の発行可能種類株式総数、 <u>438,000</u> 株はA種優先株式の発行可能種類株 式総数、374,000株はB種優先株式の発行可 能種類株式総数、500,000株はC種優先株式 の発行可能種類株式総数、500,000株はD種 優先株式の発行可能種類株式総数、500,000 株はE種優先株式の発行可能種類株式総数、 500,000株はF種優先株式の発行可能種類株 式総数、500,000株はG種優先株式の発行可 能種類株式総数とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>1,250,000,000</u> 株とする。 <u>1,250,000,000</u> 株 は普通株式の発行可能種類株式総数、 <u>381,600</u> 株はA種優先株式の発行可能種類株 式総数、374,000株はB種優先株式の発行可 能種類株式総数、500,000株はC種優先株式 の発行可能種類株式総数、500,000株はD種 優先株式の発行可能種類株式総数、500,000 株はE種優先株式の発行可能種類株式総数、 500,000株はF種優先株式の発行可能種類株 式総数、500,000株はG種優先株式の発行可 能種類株式総数とする。
(株式の取得) 第5条の2 (条文省略)	(株式の取得) 第5条の2 (現行どおり)
(単元株式数) 第6条 本会社の普通株式の1単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とし、A種優先株式、B種優先株 式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先 株式、F種優先株式及びG種優先株式の1単 元の株式数はそれぞれ1株とする。	(単元株式数) 第6条 本会社の普通株式の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とし、A種優先株式、B種優先株式、 C種優先株式、D種優先株式、E種優先株 式、F種優先株式及びG種優先株式の1単元 の株式数はそれぞれ1株とする。
第7条～第46条 (条文省略)	第7条～第46条 (現行どおり)

V. 主要日程 (予定)

取締役会開催日	: 平成25年5月24日
定時株主総会及び各種種類株式に係る種類株主総会開催日 (予定)	: 平成25年6月25日
債権者異議申述公告 (予定)	: 平成25年6月26日
株式併合公告 (予定)	: 平成25年7月16日
債権者異議申述最終期日 (予定)	: 平成25年7月26日
株式併合の効力発生日 (予定)	: 平成25年8月1日
単元株式数変更の効力発生日 (予定)	: 平成25年8月1日
資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日 (予定)	: 平成25年8月1日
剰余金の処分の効力発生日 (予定)	: 平成25年8月1日

(参考) 上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成25年8月1日ですが、株式の売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成25年7月29日です。

VI. 今後の見通し

上記の資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分は、当社貸借対照表の純資産の部における勘定の振り替え処理であり、当社の純資産額及び当社の業績に与える影響はありません。

以 上

添付資料

(ご参考) 第 44 回定時株主総会提出議案についての Q & A

(ご参考)

第 44 回定時株主総会提出議案についての Q & A

1. 各議案の目的・スケジュールについて

Q 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分（以下「減資等」）の目的は何ですか。

A 1. 当社は過年度において損失を計上した結果、単体の利益剰余金が約△9,246 億円（平成 25 年 3 月 31 日現在）となっております。減資等によりこの欠損の填補を行い、早期復配に向けた環境整備を行うことを主な目的として、減資等を実施することといたしました。

Q 2. 株式併合と単元株式数変更の目的は何ですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものであり、今回は、単元株式数を 1,000 株から 100 株へと 10 分の 1 にするとあわせて、10 株を 1 株に併合するものです。また、単元株式数の変更については、普通株式の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものです。

当社は、株式会社東京証券取引所（市場第一部）に上場している他の企業の状況と比較して、当社の時価総額に比べて普通株式の発行済株式総数が多すぎることから、その適正化を図りたいと考えております。

また、全国証券取引所では、上場会社の売買単位を最終的に 100 株に統一することを目指しております。これは投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、あわせて日本の証券市場の国際競争力の向上を目指しているものであり、当社といたしましてもこれに対応することとしたものです。

一方、株式会社東京証券取引所においては、投資家にとって望ましい売買単位が 5 万円から 50 万円とされており、単に単元株式数を 100 株にしますと、当社の売買単位はこれを下回ることとなります。そこで、単元株式数の変更とあわせて、普通株式について株式併合を実施することといたしました。

Q 3. なぜ発行可能株式総数を 12.5 億株とするのですか。

A 3. まず、今回の株式併合により、普通株式の発行済株式総数は現在の約 10 分の 1 に減少し、約 6.2 億株となる予定です（平成 25 年 3 月末日時点の発行済株式数に、平成 25 年 4 月 10 日に行われた第 1 回 A 種優先株式 10,000 株の普通株式転換を反映しております。）。

次に、残存する優先株式について、取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式数の上限が約 6.3 億株（下限転換価額にて転換が行われたと仮定した場合の交付株式数を 10 分の 1 にしたものであるため、発行可能株式総数はそれらを合計した 12.5 億株とするものです（ただし、これは、将来、残存する優先株がすべて下限転換価額で転換されることを想定しているものではありません。）。

なお、平成 25 年 5 月 24 日時点の優先株式の明細は以下のとおりです（下限転換価額と潜在株式数は、株式併合が行われることを前提とした数値となります。）。

優先株式種類	発行済株式数 (株)	発行価額 (千円)	発行総額 (百万円)	下限転換価額 (円)	潜在株式数 (最大) (株)
第1回A種	47,600	1,000	47,600	540	88,148,148
第1回G種	130,000	1,000	130,000	520	250,000,000
第2回G種	168,393	1,000	168,393	710	237,173,239
第3回G種	10,200	1,000	10,200	690	14,782,608
第4回G種	30,000	1,000	30,000	770	38,961,038
合計	386,193	—	386,193	—	629,065,033

Q 4. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 4. 減資等並びに株式併合及び単元株式数変更に関する主なスケジュールは以下のとおりです。

平成 25 年 6 月 25 日	第 44 回定時株主総会開催
平成 25 年 6 月 26 日	債権者異議申述公告
平成 25 年 7 月 16 日	株式併合公告
平成 25 年 7 月 26 日	債権者異議申述最終期日
平成 25 年 7 月 29 日	当社株式の売買単位が 100 株に変更
平成 25 年 8 月 1 日	減資等並びに株式併合及び単元株式変更の効力発生日
平成 25 年 9 月 5 日	株主様へ株式併合割当通知発送 (予定)
平成 25 年 9 月 30 日	端数株式相当分の処分代金のお支払開始 (予定)

2. 各議案の手続き等について

Q 5. 減資等により純資産は減少するのですか。

A 5. 減資等の手続きは、「純資産の部」における科目間の振替となりますので、純資産の額には影響ありません。

まず、資本金の一部及び資本準備金を取り崩した金額の合計額をその他資本剰余金に振り替え、剰余金の処分により、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越損失を解消するものです。

Q 6. 減資等は資産価値に影響を与えないですか。

A 6. 減資等の前後で、会社の純資産の額に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。

Q 7. 株式併合は資産価値に影響を与えないですか。

A 7. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主様がお持ちの株式の資産価値が変わるものではありません。
保有する株式数は10分の1になり、例えば1,000株お持ちの方は100株になりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍になります。

Q 8. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 8. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成25年7月31日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成25年8月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合には、すべての端数株式を当社が一括して処分し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式に応じてお支払いいたします（具体的なスケジュールはQ4.のとおりです。）。

【議決権数について】

平成25年8月1日に効力が発生する単元株式数の変更に伴い、100株につき議決権1個となりますが、株式併合とあわせて行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし	なし	なし	0.7株

- 例1に該当する株主様は特段のお手続きはございません。
- 例2に該当する株主様は特段のお手続きはございませんが、例2、3では単元未満株式がありますので（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度をご利用できます。
- 例3、4において発生する端数株式相当分につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、それによって得た代金を各株主様の有する端数株式相当分に応じてお支払いいたします。
- 例4に該当する株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。
- 株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 9. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10 株未満の株式については、株式併合により 1 株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて市場価格で売却させていただき、それによって得た代金は各株主様の有する端数株式相当分に応じてお支払いいたします（具体的なスケジュールは Q 4. のとおりです）。

株式併合前のご所有株式の総数が 10 株未満の株主様は当社株式の保有機会を失うこととなります。深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

Q10. 単元未満株式の処分をすることはできますか。

A10. 市場での売買ができない単元未満株式を保有する株主様は、単元未満株式の買取りを請求することができます。単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、単元未満株式の買取りの請求の受付が停止される期間がございますので、ご注意ください。どうぞよろしくお願い申し上げます（単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください）。

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数変更に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
電 話： 0120(232)711（通話料無料）
受付時間： 午前 9 時から午後 5 時まで（土休日を除く）

以 上